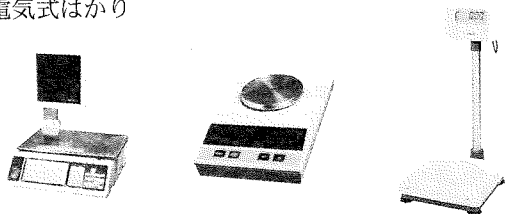
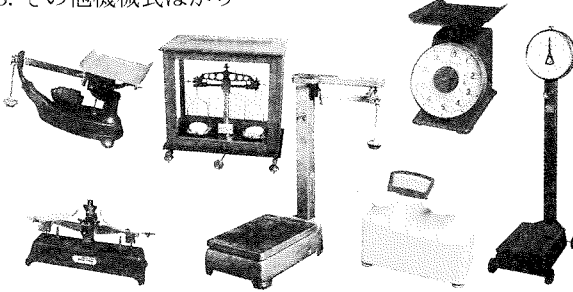


計量器事前調査書

住 所				電話	
氏名または 名 称		担当者名		業種	
受検方法（該当する番号に○印を付してください。）					
1 集 合 検 査 (持込検査)	・集合検査会場に、申請書と計量器を持参してください。 ・検査手数料は、県収入証紙または県手数料納付システムで納付してください。 ・県手数料納付システムは、福井県計量検定所のホームページから手続きできます。 ・検査希望日（検査日が複数ある場合のみ記入） 月 日 午前 ・ 午後				
2 代 検 査 (出張検査)	・後日、担当の計量士（国家資格）から検査日程等についてご連絡します。 ・検査手数料は、集合検査と同額ですが、出張旅費が別途必要となります。 ・原則現金で当日支払ってください。振込払いは計量士に要相談（振込手数料は申請者負担）				
3 申ししない	・理由（該当する箇所に○印を付してください。） - ア はかりを所有していないため イ 廃業したため - ウ 新規購入（更新）のため（次回からの検査を希望） - エ 自ら計量士に依頼する（した）ため オ 取引証明に使用していないため				
計量器の種類		個数	検査の対象となる計量器		
1. 電気式はかり	ひょう量 100kg以下		1. 電気式はかり 		
	" 100kg超 250kg以下				
	" 250kg超 500kg以下				
	" 500kg超 1 t 以下				
2. 棒はかりまたはばね式指示はかりで 直線目盛りのみのもの			2. 棒はかりまたはばね式指示はかりで直線目盛りのもの 		
3. その他機械式はかり	ひょう量 100kg以下		3. その他機械式はかり 		
	" 100kg超 250kg以下				
	" 250kg超 500kg以下				
	" 500kg超 1 t 以下				
4. 分銅			4. 分銅 		
5. おもり			5. おもり 		
注意事項	1 裏面を見て、対象の計量器であることを確認してから記入してください。 2 次の計量器は検査を要しません。 ① 1目盛または1間隔が10mg未満のはかり ② 10mg未満の分銅 3 ひょう量が1 tを超えるはかりは、計量検定所から別にお知らせを送付しています。 お知らせが届いていない方は、計量検定所に直接問い合わせてください。				